

青色ニュース 12月号

～品川青色申告会-会報～
S・A・S-bulletin

〒140-0004 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館1F

Te l : 03-3474-7564(株) Fax : 03-3458-2616

《ホームページ》

http://shinagawa-aioro.gr.jp

品川青色申告会MAP



茶色い3階建ての建物1階です。対面には、自動販売機が複数あります。

レンガ造りの塀が目印です。

決算・申告に向けて 事務局からのお願い!!



改正シヨック 今回は一筋縄でいかない

円滑に決算・申告サポートを行う為にはどうすれば良いか?事務局は頭を抱えています。以前もお伝えしたとおり、例年税制が複雑化しているだけでなく、会計ソフトの普及に伴い65万円控除を目指す方が年々増加しています。会計ソフトのおかげで手軽に65万円控除を目指せるようになったとはいえ、誤った入力等をされている方は非常に多く、確認をしながら一時間でサポートを終わらせる事は難しい状況です。

さて、定期的に帳簿の確認を受けていない方で65万円控除を目指される方は、時間が掛かりがちです。また、特殊事情や書類の不備がある方も同様です。

円滑なサポートを行う為に一時間ルールを強化します。

※3%の取引がある方等は別途ご相談下さい。

最終的には再度、ご来局頂く事となりますので、ご了承下さい。

そして何と云っても消費税の申告が必要な方です。今回は5%と8%が混在する為、非常に時間が掛かります。先日職員研修で、実際に新税率対応の申告ソフトを使ってみたのですが、ある確認作業が必要だと判明しました。即ち消費税のサポートは非常に面倒となり、想定以上に時間を要しました。そこで消費税のサポートは、税率区分がされていない場合には、申告サポートを行うことが出来ませんので、シッカリ税率区分をされた上で3月17日以降にサポートのご利用をお勧め致します。

GOGO! 葵ちゃん ～事前チェックでも GOGO!の巻～



品川 葵(葵ちゃん): 品川青色申告会期待の新人さん。来年の抱負は『元気に頑張る』

- ★一時間ルールの強化!
誤りのない決算・申告を行う為に、複数回のサポートが必要となるかもしれません。例年時間が掛かる方や特殊事情がある方は、なるべく年内にご相談下さい。
- ★消費税サポートは、原則一回目では行えません!
なお、消費税率毎の区分集計が必要です。同封のチェックシートをご活用下さい。

今までとは 違いますよ!

決算・申告サポートを受ける方は、過去3年分の決算書・申告書をお持ち下さい。前回のサポート時に過年度の書類を青いファイルに入れて返却しています。それをそのままお持ち下さい。(新規入会者を除く)

なお、過年度の参考資料をお持ち頂けない方はサポートを行えない可能性がありますので、ご注意ください。

消費税の申告義務者の方は、平成26年4月に税率が8%になった関係上、5%と8%の取引に区分集計が必要となります。

区分されていない方等の消費税サポートは原則3月17日以降となります。ご了承下さい。

↑
青いファイルと中身をそのままお持ち下さい。

品川 空(ソラちゃん): 葵ちゃんの妹。姉と

予約のご確認を！

スタート

昨年(25年分)の決算・申告サポートをご利用されましたか？

いいえ

はい

【決算書・確定申告書について】

★税務署から決算書・確定申告書が一月末頃に届く予定です。これを必ず保存し、ご持参下さい。(予定納税などの情報として使用します)

★前回【e-tax(代理送信含む)】を選択した方は、決算書・申告書等一式が届きません。その代わり税務署からハガキ又は封書が届きますのでこれを必ず保存し、ご持参下さい。(予定納税などの情報として使用します)

★税務署から決算書・確定申告書の届く時期が例年遅くなっています。

その結果、決算・申告サポートの開始日に間に合わない場合があります。そこで内滑な申告を行う為に、各種チェックシート及び事前情報のご協力をお願いしております。

詳細は3面をご覧ください。

今月の会報に、予約して下さいと書かれた『決算サポート予約のお知らせ』が同封されています。

いいえ

はい

今月の会報に、予約日が書かれた『決算サポート予約のお知らせ』が同封されていましたか？

予約人数の都合上、当初の予約日と異なる場合がございます。必ずご予約日をご確認下さい。

新規ご入会者や前回予約を頂かなかった方等は、ご予約が必要です。

ゴール

下記の項目もご確認下さい！
ご不明な点はご連絡下さい。

【決算・申告サポート開始期間】

★H27年1月20日(火)より開始予定

【予約について】

★今回の会報に同封されている『決算サポート予約のお知らせ』にてご確認下さい。
★ご予約のお申込み・ご変更等は事務局へ、お早めにご連絡下さい。

【ご予約いただける期間】

★2月2日(月)～3月12日(木)
(日曜、祝祭日、土曜日の午後を除く)

【ご予約いただける日時】

★月～金曜日(祝祭日を除く)
午前9時～11時、午後1時～4時
★土曜日(祝祭日を除く)
午前9時～11時

- ※平成26年分の所得税申告期限は3月16日(月)です。
- ※平成26年分の消費税申告期限は3月31日(火)です。
- ※3月16日(月)に関しては、決算・申告等の当会お預りは午後2時までとさせて頂き、品川・荏原の両税務署へ提出致します。
- ※それ以降はご本人で直接提出願います。
- ※1月10日(土)～3月14日(土)までの土曜日は、午前中のみ営業致します。
- ※2月～3月12日(木)までは、完全予約制となります。
- ※1月及び3月13日(金)～16日(月)は、ご予約不要です。先着順にサポート致します。
- (営業時間は、右記の予約頂ける日時と同一です)
- ※3月17日(火)からは通常営業となります。
- その為、3月17日(火)以降の土曜日営業は、第一土曜日のみとなります。

【事務局のご利用は】

- ・1/20(火)～1/31(土)…予約不要です(来局順)
- ・2/2(月)～3/12(木)…予約制です
- ・3/13(金)～3/16(月)…予約不要です(来局順)
- ※上記は日曜、祝祭日、土曜日の午後を除く

【決算・申告サポート時におけるご利用の受付時間】

- ★午前は9時～11時、午後は1時～4時となります。
- ★予約時間の10分程前には受付を終了して下さい。
- ★受付時間を過ぎますとキャンセル扱いになる場合がございますので、ご注意下さい。



=8千円 Step②: 8千円 ≤ 20万円 × 10% = 2万円 (限度額) ∴ 限度額以下なので問題なし ⇒ 8千円が控除対象(所得税と住民税のトータル控除額分) 控除額が計算されます。結果、所得税率が高く寄付金総額が多い方は、個人住民税所得割額に対し実質限度額が1割以上になる場合があります。

決算・申告の準備手順

所得税・決算書 作成の為に...

平成26年中に
資産の売買や大規模修繕など
特殊事情はありましたか？

あったよ

ないよ



解決!



時間に余裕をもって
事務局へお越し下さい！
持ち物のご確認を！特に
【過年度の決算書・申告書
(青いファイル)】と
【印鑑】を忘れずに！



↑青いファイルです
中身を忘れずに！

帳簿は万全ですか？ 最低限、
各科目毎の集計が必要です。
※先月号同封の『決算に当たつての
チェックシート』で「ご確認を！
※集計されていない方は、所得税・
決算サポートが受けられません！

う〜ん...



解決!



予約のご確認を！

※今月号会報の2ページ
フローチャートをご参考に！

今月号同封の
『控除確認シート』の
裏面へ記入をお願いします。
※本年は申告書の到着が
一月末頃の予定です。確認
シート裏面をご利用下さい。

揃ってるよ

バッチリ

消費税の申告義務はありますか？
※今月号同封の
『平成26年分・消費税の
申告義務判定フローチャート』で
ご確認を！

消費税の
申告義務なし

所得税・申告書 作成の為に...



各種証明書等はありませんか？
※今月号同封の『控除確認
シート』を使い、資料を
揃えて下さい。
※資料が無い方は、所得税・
申告サポートが受けられ
ません。

解決!



ありませ〜ん



今月号同封の
『平成26年分・消費税の申告義務
判定フローチャート』の
◎面『消費税内訳書作成のお願い』
③、④面『消費税内訳書』を使い
区分集計して下さい。
※集計されていない方は、消費税・
申告サポートが受けられません。
※今回の消費税・申告サポートは、
原則として所得税の申告後に
再度来局して頂く事になります。

消費税・申告書 作成の為に...



消費税の
申告義務あり

ご注意ください！消費税の申告が必要な方へ

平成27年分から簡易課税制度を【選択したい】又は【選択を止めたい】方は、平成26年中に届出が必要です！

★納税義務判定等については、今月号に同封されている『平成26年分・消費税の申告義務判定フローチャート』でご確認下さい。

★消費税の計算方法は、『一般（原則）課税』と『簡易課税』の2つの計算方法があります。

★『簡易課税』の選択は、「適用を開始しようとする年の前年末日までに届出が必要ですよ」

★『簡易課税』は、一度選択すると、その効力が毎年継続します。

その為、適用をやめるには、「適用をやめようとする年の前年末日までに提出する必要があります」

★計算方法の選択により納付税額が変化します。

どちらの方法が有利かは、その方の状況で異なります。

★計算方法の選択は定期的な見直しが必要です。

★簡易課税における金融業、保険業や不動産業の業種区分が改正されますのでご注意ください。

※個人の方は、原則として平成28年分より業種区分の改正がされます。

★平成26年に相続が発生したことにより、初めて申告が必要になった方等は、年内に届出をする事で平成26年分より簡易課税の選択が可能となります。

なお、被相続人が簡易課税を選択しているも、相続人は別途「簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

★簡易課税の選択や選択の取りやめは、その方の状況により一定の制限期間があります。

ご不明点や詳細は、所轄税務署又は品川青色申告会へお尋ね下さい。

★『住宅借入金等特別控除』一定条件の住宅をローンで購入した際に受けられる優遇制度（いわゆる住宅ローン控除）についてですが、限度額等が改正されています。

改正後は、消費税の旧税率又は新税率のどちらで取得したかにより区分されます。

この制度は、様々な書類が必要となり、サポートも時間が掛かりますのでご注意ください。

平成26年分の改正論点アレコレ



平成26年分の申告における改正は、様々なものがあります。その中から気になった項目をご紹介します。詳細は、所轄税務署又は品川青色申告会へお問合せ下さい。

★『住宅借入金等特別控除』一定条件の住宅をローンで購入した際に受けられる優遇制度（いわゆる住宅ローン控除）についてですが、限度額等が改正されています。

★『社会保険診療報酬の所得計算の特例』お医者さんの特殊な計算、いわゆる措置法差額の適用対象要件が改正されています。

★『ゴルフ会員権等の譲渡損失の損益通算不可』平成26年4月1日以降の譲渡により生じた損失が、他の所得と損益通算出来なくなっています。

左記の事例に当てはまる方は、お時間を頂く場合がございます。年内に事務局へご相談ください！

1. 資産の売買や修繕を行いましたか？

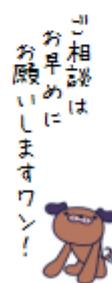
平成26年中に資産の売買や買換え、その他20万円を超える修繕等を行った方は、要注意です。『売却時には譲渡所得の申告』『新規購入や買換え時には、減価

償却の論点』『20万円を超える修繕時には資本的支出の論点』といった、通常時の決算・申告に比べると、難しい論点が出てきます。

2. 帳簿記入は順調ですか？

帳簿記入は順調ですか？帳簿記入を間違えて覚えている方は、意外と多いようです。特に、収益・費用の認識時点です。期末時に入金されていない売上も、収入とし

て報告しなければなりません。逆に、未払いの仕入も、費用計上します。ただし、別途棚卸の論点が存在します。その他注意すべき点は多数存在します。



ご相談はお早めにお願いたしますワン！

3. その他特殊事情はありませんでしたか？

	日程	時間	料金	お申込み	
個別記帳相談会 (帳簿の健康診断)	12/ 8~12(月~金)	各日とも 9:30~11:00 13:00~16:00	無料	予約不要	現在記入している帳簿、収入・支出のわかるもの等を品川青色申告会事務局へご持参下さい。



記帳の仕方がわからない、記帳しているが自信がない方、個別でご説明します。無料ですのでお気軽にご相談下さい。

※所要時間は一人20分~60分程度です。
※帳簿は青色申告会でも販売しています。
※ブルーエイトの年度更新の方もご利用下さい。



事務局からのお知らせ

- ★12月6日(土)の第一土曜日は通常営業を行います。
- ★不動産貸付の方で、貸付数が多い方や資産の売買等の特殊事情がある方に対し、事前情報をお願いしております。ご協力下さい。
- ★年内に帳簿のチェックを受けるようお願い致します。ご不明点等は、お電話でも構いません。お気軽にお問い合わせ下さい。
- ★H27年1月13日(火)は、午後から職員研修を行います。その為、御用がある方は、午前のご来局をお願い致します。
- ★H27年1月10日(土)~3月14日(土)までの土曜日は午前のみ営業を致します。(受付は午前11時までとなります)

駐車場について 年末年始の営業

★記帳・源泉サポート関係の
年内受付時間

自動車での来局の場合は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。
近隣の有料駐車場は満車である事が多いので、交通機関や自転車などでの来局をお願い致します。

～年内業務の受付～
・指導等………12/25(木)午後4時まで
・会費納入等…12/26(金)正午まで
～年始業務の受付～
・H27年1/5(月)午前9時より通常業務

9時30分~11時、13時~16時

★お支払等の年内受付時間

9時~12時、13時~17時



2015年も品川青色申告会へお任せ！
よいお年をお迎えください

品川税務署からのお知らせ

平成27年1月から

相続税の基礎控除が引き下げられます。

詳しい内容は…

- ★国税庁ホームページで調べられます！ www.nta.go.jp
⇒相続税・贈与税・事業承継税制関連情報
- ★電話相談センターで相談できます！
税務署に電話して自動音声案内により「1」を選択してください！



今回はテレビや雑誌で特集され、お問合せが多かったふるさと納税のお話です。ふるさと納税は「応援する自治体へ寄付をすると、その分だけ所得税と住民性のトータルが少なくなる」寄附金(税額)控除のひとつです。ただし控除の計算は、寄附金総額のうち二千元が必ず切捨てられます。さらに、その残額のうち控除対象となる限度額(これは個人住民税所得割額のおおむね一割程度が目安です)※があり、結果、限度額内の寄附でも、必ず二千元少ない控除となります。

つまり限度額内の寄附を前提に考えれば、二千元以外の部分については「応援する自治体へ寄付する」又は「寄附をしなければ国及び住所地に対応する自治体へ納税する」と、選択肢が広がる制度とも言えます。これだけですと、『何でこれが話題なの？』と疑問です。実は一部の自治体で、ふるさと納税をされた方へ魅力的な特産品を渡しています。結果、限度額の範囲で寄附をすれば、二千元を超える価値の御礼品を貰う事が可能となり、話題になっています。例えば「一円円の寄附をすれば、御礼として五千円相当のお肉が貰える自治体がある」とします。寄附をした後に確定申告をし、寄附金控除の適用を受ける。この併せ技により、実質二千元で五千円相当のお肉が手に入る「流れ」です。これは、住民税が高い程メリットを享受できます。(限度額がその分高くなり、寄附をすればする程、実質負担二千元に対し御礼品が多く貰える為)

なお、これらの理由等から制度自体について、賛否両論あるようです。一方課税の観点からも論点が…この御礼品を貰う行為、実は一時所得の対象です。とは言え、五十万円を超える御礼品を貰わなければ問題にならないと思えますが…一方、他に一時所得がある方は加味しないとダメなので、要注意です！

30日間

ふるさと納税



※【例】個人住民税所得割額を年間20万円支払っている方が、1万円のふるさと納税をした場合の簡易限度判定…Step①：1万円-2千円(切捨分)上記は、個人住民税所得割額のおおむね1割を目安にする事で、実質負担二千元を超えないようにする簡便的な考えです。実際は3段階の計算で

年末調整・お持ち頂く資料

- ① 26年分源泉徴収簿(1~12月分給与・賞与の記入と集計、支給金額に誤りがないように、ご確認下さい)
- ② 受給者の住所、氏名・配偶者名・扶養者名それぞれの方の生年月日等、配偶者・扶養者に収入のある方は、その種類と年間収入金額の見込み額。
【H25年分の扶養控除等申告書及び保険料控除 兼 配偶者特別控除申告書※】
- ③ 年末調整に必要な各種控除証明書(国民年金・国民年金基金・健康保険等・社会保険・生命保険・地震保険等・小規模企業共済等の年間支払金額のわかる物及び証明書などをご持参下さい)
- ④ 中途採用者がいる場合は、その方の前勤務先の源泉徴収票が必要です。
- ⑤ 税務署より送付された源泉税納付書をご持参下さい。
- ⑥ 総括表(11月下旬頃、区役所より封書にて届く予定)
- ⑦ 事業主の印鑑(認印)

※平成25年1月より7年間の保存が明確化されました。なお、従来と同様に税務署から提出を求められた場合は提出する必要があります。

年末調整をご利用される方は、上記の資料をご持参の上ご来局下さい。また、下記日程にて出張サポートを予定しています。そちらもご利用下さい。

開催日時	受付時間	会場
12月22日 (月)	午後5時30分 ～7時	大井第三地域センター 西大井4-1-8
12月24日 (水)		大崎第二地域センター 大崎2-9-4 大崎ウエストシティタワーズ1階
12月25日 (木)		大井第二地域センター 大井2-27-20

年末調整・源泉税の納付はお早めに！
下期(7月~12月分)の納付期限は、H27年1月20日(火)までですが…

源泉サポートを受ける方は、1月13日までをお願い致します

平成26年分 ~ 所得税・消費税 ~ 決算・申告ポイント説明会

事業所得など一般の方 (事業所得の他に不動産所得のある方も含みます)

日程	時間
H27年1月15日(木)	午後2時~4時30分
H27年1月16日(金)	午後6時~8時30分

不動産所得のみの方

日程	時間
H27年1月15日(木)	午後6時~8時
H27年1月16日(金)	午後2時~4時

両日とも会場は【きゅりあん6F・大会議室】です

- ★正しい決算・申告をすすめていただくために、誤りやすい点・新しく変わった点を分かりやすく説明致します。個人事業者及び不動産所得者は、どなたでも参加する事ができます。お気軽に会場へお越し下さい。
- ★出席者には、決算・申告ポイント研修会受講証明書を発行致します。決算・申告サポート時に必ずお持ち下さい。
- ★上記の時間は、説明会の開始時間となります。受付は各開始時間の30分前からとなりますので、ご注意ください。

【講師】品川税務署担当官 他 【参加費】無料

【きゅりあん】 住所：品川区東大井5-18-1 TEL：03(5479)4100

